

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結した件	二七九
○ 公金の収納の事務を委託した件	二七九
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	二七九
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件二件	二八〇
○ 土地改良法により換地処分をした件	二八〇
○ 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	二八〇
○ 道路の区域を変更する件四件	二八〇
○ 道路の供用を開始する件	二八二
公 告	
○ 落札者を決定した件二件	二八三
○ 一般競争入札を行う件二件	二八三
福 島 県 病 院 局	
○ 随意契約の相手方を決定した件	二八七
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○ 公金の収納の事務を委託した件	二八七

## 告 示

**福島県告示第四百二十九号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、包括外部監査契約（以下「契約」という。）を次のとおり締結した。なお、契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の写しは、この告示の日から三十日間、福島県総務部人事総室職員研修課において一般の閲覧に供する。

平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 契約を締結した者の氏名及び住所  
満山 幸成 福島県福島市森合字川前十五番地の五
- 二 契約の期間の始期  
平成三十年四月一日
- 三 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び実費の額の合算  
契約で定める基本調査費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 四 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算額に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

（職員研修課）

### 福島県告示第四百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。  
 平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
  - 1 太陽の国病院手数料収納の事務
  - 2 太陽の国厚生センター使用料収納の事務
  - 3 福島県勤労身体障がい者体育館使用料収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 社会福祉法人福島県社会福祉事業団
- 2 所在地 西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原五番地三
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（保健福祉総務課）

### 福島県告示第四百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年五月十八日から同年九月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
 平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二 変更した事項  
(仮称) ツルハドラッグ白河表郷店 福島県白河市表郷金山字前沢田三番ほか  
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

三 変更した年月日  
平成三十年一月一日

四 届出年月日  
平成三十年五月八日

五 届出をした者  
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、西会津町土地改良区から平成三十年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十一日認可した。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、棚倉町土地改良区から平成三十年四月二十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月十一日認可した。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

福島県告示第四百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成三十年五月十日倉楯地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第四百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成三十年五月十八日

(農地管理課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
大沼郡金山町大字本名字上ノ坪五〇六六の五・五〇六六の七(以上二筆国有林)
- 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第四百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道二本 松川俣線	二本松市木幡字川面五 番一地从先から 伊達郡川俣町西福沢字 経塚三番一地从先まで	変更前	A 七・〇〇 一三・五	四八・五
		変更後	A 七・〇〇 三三・〇 B 四・三〇 一三・五	四八・五 七六・五

(道路計画課)

福島県告示第四百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県中建設事務所で平成三十年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一八号	須賀川市江花字大平山 一一三番一地从先から 同 市江花字大平山 二三番一地从先まで	変更前 一一・〇〇 三二・五 変更後 一六・〇〇 四八・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル) 四〇七・〇 四〇七・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方西会津線	喜多方市慶徳町豊岡字 香隈山三四三六番一地从先から 同 市慶徳町字香隈山三四六九番一地从先まで	変更前 九・五〇 二五・〇 一一・〇〇 六〇・〇 変更後 一〇・〇〇 一七・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル) 一、六九二・三 一、四九〇・〇

香隈山三四七八番三地从先まで  
喜多方市慶徳町豊岡字  
香隈山三四三六番一地从先から  
同 市慶徳町豊岡字  
香隈山三四六九番一地从先まで

B  
一一・〇〇  
六〇・〇  
一、四九〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道相馬新地線	相馬市程田字潜石四一番一地从先から 相馬郡新地町駒ヶ嶺字 新林六番一地从先まで	変更前 一四・八〇 一〇一・六 変更後 一二・四〇 六八・〇	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル) 九、六五四・〇 九、六五四・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年五月十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

公 告

県道喜多方西会津線

喜多方市慶徳町豊岡字香隈山三四  
四〇番二地先から  
同 市慶徳町豊岡字香隈山三四  
七八番二地先まで

平成三〇年五月一八日

(道路計画課)

公告第99号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額  
72,635,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年2月13日

(税務システム課)

公告第100号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システムに係る機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）

第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
福島県税務システムに係る機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
345,556,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年2月13日

（税務システム課）

#### 公告第101号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける紅葉山モニタリングポスト新局舎設置業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 紅葉山モニタリングポスト新局舎設置業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から平成31年3月15日まで
  - (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年6月8日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時までに必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県危機管理部危機管理総室原子力安全対策課放射線監視室  
電話024-521-8498
- 4 契約条項を示す場所及び期間

- 3に掲げる場所において平成30年5月18日（金）から同年6月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布に関する事項  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
  - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
  - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 平成30年6月26日（火）午後1時30分
  - (2) 場所 福島県庁北庁舎2階小会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年6月25日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required : Installation of buildup type monitoring station 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 26 June 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 June 2018
- (4) Contact point for the notice : Radiation Monitoring Unit, Nuclear Power Safety Division, Planning and Coordination Section, Risk Management Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8498

（原子力安全対策課放射線監視室）

#### 公告第102号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福島県知事 内 堀 雅 雄



- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の名称及び数量 胃胸部併用デジタル検診車 1台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成31年3月29日(金)
  - (4) 納入場所 公益財団法人福島県保健衛生協会
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
  - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
  - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
  - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年6月8日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年6月8日(金)午後5時まで必着とする。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成30年5月18日(金)から同年6月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。  
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙23枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年5月28日(月)午後5時までに必着で請求すること。
  - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年5月28日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年6月29日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(木)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その

端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Digital Gastric-Chest X-ray Examination Car 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 29 June 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 28 June 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)



## 公告第3号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

平成30年5月18日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
福島県ふたば医療センター附属病院医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年3月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 随意契約に係る契約金額  
151,923,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第1号該当

（病院経営課）

## 福島県教育委員会教育長

## 福島県教育委員会教育長告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年五月十八日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

- 一 委託した事務の範囲及び内容  
福島県立西郷支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務
- 二 受託者の名称及び所在地  
1 名称 株式会社薬市白河  
所在地 福島県白河市本町二番地  
2 名称 ギャラリー野の花  
所在地 福島県白河市巡り矢七十五番地一
- 三 収納の事務を委託する期間  
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

（特別支援教育課）